

## 市長への手紙

－市民の意見箱－

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
上田公民館工事の作業員の喫煙について	現在行われている上田公民館の工事について、作業員が敷地外の道端で喫煙し、通行の妨げにもなっているため、喫煙マナーの改善を希望します。	この度は、上田公民館工事における作業員の喫煙のマナーにつきまして御迷惑をお掛けし、申し訳ありませんでした。 本市では、平成30年7月に改正された健康増進法（以下「法」という。）に基づき、受動喫煙の防止に努めております。法では、公道などの屋外については適用除外としており、規制される対象の場所に含まれておりませんが、喫煙をする場合は、屋外であっても受動喫煙を生じさせることがないように、周囲の状況に配慮しなければならないことが規定されております。 工事作業員の喫煙につきましては、本工事の当初の段階から、注意するよう受注者と確認していたところですが、この度の御指摘を受けて、受注者に対して状況を確認し、改めて喫煙マナーの向上について指導を行い、受注者においても、工事作業員に、喫煙マナーについて、指導したところであります。 また、工事作業員の路上滞留による通行の妨げにつきましても、受注者に対して、休憩時間においても周囲に配慮して行動するよう指導を行い、受注者においても、工事作業員に、公共工事を行う者として規律を守るよう指導したところであり、今後も継続して指導を行うことで再発防止に努めることを確認しております。	教育委員会 上田公民館
文化橋の護岸工事について	文化橋下の護岸工事を行っていたようですが、3月31日の雨で、川が少し増水して、せっかく直した所が、早くも少し削れてしまっていたようです。 あの位の雨で、すぐに削れてしまうのであれば、台風など発生したら、もっとひどい状態になるのではないのでしょうか。また、河川をきれいにしたいのか、補強したいのかもよく分からないので、「このように改良されます」といったイメージイラストなどがあると良いのではないのでしょうか。	文化橋につきましては、令和6年8月27日の大雨災害により橋脚部分の洗堀が確認されたことから、河川管理者である国土交通省と協議の上、安全性の確保を目的として補修工事を実施いたしました。また、当該箇所において河道が狭くなっていた状況を確認したことから、補修工事に併せて河道を広げる工事も行いました。 令和8年3月31日は、まとまった降雨により水位が上昇したことから、橋の上流の土砂の一部が流されましたが、橋の安全性や河川の流下機能に影響がないことを確認しております。 なお、補修工事の目的である橋脚周辺の安全確保及び河道機能の改善については、現時点において支障はなく、引き続き状況を注視してまいります。 今後、工事を実施する際には、完成後のイメージが分かるイラストや説明資料を現地に設置するなど、市民の皆様に内容を分かりやすくお伝えできるよう努めてまいりますので、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	建設部 道路管理課
盛岡市役所利用時の駐車場について	市役所を訪れた際、窓口で指定駐車場の駐車券を提示し無料券の交付を受けようとしたのですが、対象外だと言われました。 指定駐車場は複数あるので、職員の方も全て覚えていないのかもしれませんが、指定駐車場の一覧表を窓口においておくなど、できる対策を希望します。	この度は、窓口で誤った対応をしまい大変申し訳ございませんでした。 指定駐車場の駐車券の取扱いについて、改めて全庁に周知し正確な御案内ができるよう努めてまいります。	総務部 管財課

## 市長への手紙

－市民の意見箱－

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
都南地区のごみについて	盛岡市は、盛岡地区、都南地区、玉山地区でごみの分別方法が分かれていると思いますが、都南地区だけが生ごみを燃えるごみとして出すことができません。生ごみを堆肥化することはエコで素晴らしいとは思いますが、都南地区は新しい住宅も増えてきている地域ですし、肥料を必要とする家庭は少ないと思います。都南地区も他の地区と同じように、生ごみも燃えるごみとして出せるようにしてほしいです。	今回いただいた、同じ盛岡市内で分別方法が異なることに対する不公平感につきまして、市としても受け止めております。 市町村は、その区域内でごみ処理を行うこととされていますが、都南地域においては、市町村合併以前の旧都南村、紫波町及び矢巾町の3町村が共同し、盛岡・紫波地区環境施設組合を設立してごみの分別を行ってきた経緯があり、合併後も同組合での処理を継続しているところです。 市内の各地域では、ごみ排出量や処理施設の状況などを踏まえた上で処理方法が決定されております。盛岡・紫波地区環境施設組合では、可燃ごみのうち大きな割合を占める生ごみについて、ごみ焼却施設において焼却せずにリサイクルコンポストセンターにおいて堆肥化に取り組んでおり、ごみ減量や資源循環、温室効果ガス削減に大きく寄与しております。 本市のごみ処理の基本理念である「廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成」の実現を目指し、ごみの減量、資源の循環的な利用等について、引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、都南地域における生ごみの分別につきまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。	環境部 廃棄物対策課
盛岡南地区公園のトイレについて	先日、向中野にある盛岡南地区公園のトイレを利用しようとしたところ、トイレトーパーが無く、大変不便でした。後日また訪れましたが、そのときも同じ状況でした。 また、トイレの個室の床にはトイレトーパーの芯が散乱していたり、ごみが落ちていました。利用客のモラルにも問題があると思うのですが、せめてトイレトーパーの補充は、定期的に見回りをして管理してほしいです。 トイレトーパーの盗難などによるものであれば、トイレトーパーの側面に公園名をマジックで書いたり、トイレトーパーを持ち帰らないよう掲示するなどの対応もお願いしたいです。 これから暖かくなり、こちらの公園を利用する人が増えてくると思うので、早急にトイレトーパーの補充と定期的なトイレ掃除をお願いします。	この度は、盛岡南地区公園のトイレの利用に当たり、御不便をお掛けして、誠に申し訳ありませんでした。 盛岡南地区公園のトイレにつきましては、盛岡市が管理しており、清掃業務は、外部団体への業務委託により実施しております。 清掃は、冬季を含め通年で週3回行っており、トイレトーパーの補充につきましても、清掃の際に委託先の清掃員が行っております。 公園の利用状況等により、清掃実施後から次回清掃までの間にトイレトーパーがなくなってしまう場合や、持ち去り等により不足が生じる場合もありますことから、市においても適宜巡回するよう努めるとともに、トイレトーパーの持ち去りを禁止する旨の掲示を行うなど、対策を講じてまいります。 いただいた御指摘、御意見を委託事業者と十分に共有し、適切な管理に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。	都市整備部 公園みどり課

## 市長への手紙

- 市民の意見箱 -

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
乳幼児・小学生・中高生医療費助成について	現在、医療費の助成方法は現物給付なので、外来診療の場合、医療機関窓口での支払いは1医療機関につき750円を負担しています。この物価高騰の中、医療費に750円を払うのも家計に響きますし、1医療機関で750円なので、複数の医療機関にかかるのは躊躇してしまいます。自己負担があるのは仕方ないとは思いますが、せめて自己負担額が300円～500円には、ならないものではないでしょうか。	<p>盛岡市の子どもに対する医療費制度では、未就学児及び住民税非課税世帯の小学生から高校生までの医療費を無償化しておりますが、住民税課税世帯の小学生から高校生等までは、医療機関の窓口でレセプト（※）ごとに自己負担額（入院2,500円まで、外来750円まで）をお支払いいただき、一部負担金（総医療費の3割）のうち、自己負担額を超える部分を市が助成しております。</p> <p>市の財政状況が大変厳しい中、医療費助成の増額につきましては、継続的に多額の財源が必要となりますことから難しいものとなっております。</p> <p>市では、これまでも岩手県に対し岩手県市長会を通じて補助事業を拡充するよう要望するとともに、国に対しては全国市長会などを通じて全国一律のこども医療費助成制度を創設するよう要望しており、今後も継続してまいります。</p> <p>※レセプトとは、医療機関などが保険者に請求する医療費の明細書のことです。レセプトは、月単位で、患者ごと、医療機関ごと、加入保険ごと、診療の種類ごと（入院・外来、医科・歯科・調剤・訪問看護）に作成されます。</p>	市民部 医療助成年金課

## 市長への手紙

－市民の意見箱－

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
建設業施策への意見及び要望について	<p>建設業界では令和7年12月12日に第三次・担い手3法が全面施行されましたが、民間工事を中心に賃金・単価の上昇は十分とはいえず、人材確保や処遇改善が大きな課題だと思えます。</p> <p>持続可能な地域建設業を維持し、地域の守り手を育てていくためには、中小事業主、一人親方労災保険特別加入者、雇用労働者を含めた支援制度の充実が必要と考えます。</p> <p>特に、公契約条例の制定は、適正な賃金を現場へ行き渡らせ、健全な地域建設業者の育成と地域経済への波及効果につながる有効な施策だと思えます。</p> <p>つきましては、次の事項について、検討をお願いします。</p> <p>1 公契約条例の制定について</p> <p>市発注の公共工事や業務委託において賃金基準を設けることで、適正な賃金確保、ダンピング防止、健全な地域建設業者の育成につながると思えます。</p> <p>2 小規模事業者登録制度・住宅リフォーム助成制度について</p> <p>盛岡市において、地元の建設組合と連携した登録制度や住宅リフォーム助成制度が未整備であれば検討してほしいです。</p> <p>3 災害時における応急住宅修理協定について</p> <p>災害時に迅速な住宅修理を行うためには、地元建設業者や組合員を予め登録し、市と連携できる体制づくりが重要だと思えます。地域に根差した建設業者が安定して事業を継続できることは、市民生活の安心、安全、そして災害時の迅速な対応にも直結すると思うので、地域経済の維持発展の観点からも、登録制度、協定、相談窓口等の制度化について検討してほしいです。</p>	<p>1 公契約条例の制定について</p> <p>公契約条例の制定につきましては、労働条件に関する定めは、憲法上も法律で定めることとされており、賃金条項を持つ公契約条例を制定することで、自治体間の賃金格差の発生可能性があることや、民間工事等との公平性、経営への影響などの問題が考えられることから、契約という手段で制限するのではなく、直接法律で地域別、職種別の賃金下限額を定める方法が望ましいと考えております。</p> <p>労働者の賃金水準確保の問題は、労働・賃金政策にかかわる全国的な問題であり、各自治体が個別に条例で規制するものではなく基本的に国が法律で整備すべきものと考えておりますことから、公契約における適正な労働条件確保のための法整備について、機会を捉えながら国に要請してまいりたいと考えております。</p> <p>2 小規模事業者登録制度・住宅リフォーム助成制度について</p> <p>(1)小規模事業者登録制度について</p> <p>市では、平成15年度から、市が発注する小規模な修繕契約のうち、競争入札参加資格審査申請による有資格者でない事業者でも契約することができる小規模修繕契約希望者登録制度を設け、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図っております。この制度は、少額で内容が軽易な修繕契約(50万円未満)を希望する事業者を登録するもので、市の施設等における老朽化した部品の交換や壊れた箇所の修理を行う契約を対象としております。</p> <p>(2)住宅リフォーム助成制度について</p> <p>要介護（要支援）認定を受けた高齢者の住まいに対し、必要となる改修等については、住宅改修の費用について、介護保険の給付を受けることができる制度がございます。</p> <p>「居宅介護住宅改修費」</p> <p>在宅の要介護高齢者が、手すりの取付け等の一定の住宅改修を実際に居住する住宅について行った場合、支給されます。</p> <p>支給額は、実際の改修費の9割から7割（要介護高齢者の所得等に応じて決定される負担割合により異なります。）で、合計支給額は20万円に負担割合を掛けた額までとなります。</p> <p>住宅改修費の対象となる住宅改修は以下のとおりで、工事実施前に申請が必要です。</p> <p>①手すりの取り付け</p> <p>②段差の解消</p> <p>③滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>④引き戸等への扉の取替え</p> <p>⑤洋式便器等への便器の取替え</p>	<p>財政部 契約検査課</p> <p>財政部 契約検査課</p> <p>保健福祉部 介護保険課</p>

# 市長への手紙

2026年4月分

－市民の意見箱－

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
		<p>⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要な住宅改修            なお、詳細につきましては、介護保険課宛て御相談ください。</p> <p>市及び盛岡Value City株式会社では、市民の方が、市内建設関連事業者と契約し、御自宅などのリフォーム工事を行う場合に、盛岡Value City株式会社が発行する電子商品券「MORIO Payプレミアム商品券2026」を支給するリフォーム支援事業を実施しています。</p> <p>市内に住所を有している方で、居住している住宅の工事であることや、市内の施工業者が実施する工事であることなど、要件を満たす場合は、6万円分の「MORIO Payプレミアム商品券」を先着で800名に支給します。</p> <p>市では市内の森林から生産される市産材の利用促進を図ることを目的に、次のとおり補助事業を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市市産材利用住宅支援事業</li> </ul> <p>住宅の新築、増改築、リフォームの工事に市産材を使用した場合、工事に使用する市産材の使用量1立方メートルにつき13,000円を乗じて得た額の補助金を支給しています。ただし、30万円を限度としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡市市産材利用店舗等支援事業</li> </ul> <p>店舗等の新築、増改築、修繕又は模様替えの工事に市産材を使用した場合、利用した市産材の資材費の2分の1に相当する額の補助金を支給しています。ただし、20万円を限度としています。</p> <p>既存住宅の省エネルギー化を目的として改修する場合は、「住宅省エネルギー改修等推進事業補助金」を設けており、市内施工業者が工事を行うことを要件としております。</p> <p>また、既存木造住宅の耐震性の確保を目的として改修する場合は「木造住宅耐震改修費補助金」を設けており、市内施工業者による工事を要件とはしてはおりませんが、岩手県が作成・公表している「いわて木造住宅耐震改修事業者登録事業者」を市の窓口で紹介し地域事業者の活用を図っております。</p> <p>3 災害時における応急住宅修理協定について</p> <p>御提案いただきました、平時からの連携強化、また相談体制の明確化に関しては、災害時における住宅修理の迅速化及び被災者の不安軽減に資する有意義なものであると認識しております。</p> <p>市の災害時における被災住宅への対応については、盛岡市地域防災計画に基づき、被災者の居住の安定を図ることを目的として、「応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急</p>	<p>商工労働部            経済企画課</p> <p>農林部            林政課</p> <p>都市整備部            建築指導課</p> <p>都市整備部            建築指導課</p>

## 市長への手紙

－市民の意見箱－

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
		修理」を実施することとしておりますが、現在、住宅修理業務に特化した登録制度や協定は整備されていないことから、今後、他自治体の取組を参考にしながら検討してまいりたいと思いますので、引き続き御協力をお願いいたします。	
太田東小学校の増築について	太田東小学校は、区間整理による児童数の増加で教室不足が深刻化し、子どもたちの学習環境が悪くなっています。今後も児童数が増える見込みのため、プレハブでもいいので、学ぶスペースを確保することはできないのでしょうか。 少子化の時代に、子どもが増えるのは喜ばしいことですが、学ぶ環境を整えて次世代につなげなければいけないと思います。	太田東小学校につきましては、御指摘のとおり、区画整理などの影響で児童数が増加しており、現在、既存校舎内の普通教室と特別支援教室の配置換えにより、必要な教室の確保に努めているところです。 子どもたちにより良い学習環境を提供できるよう、御提案いただいた内容を含め、今後も対応を検討してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。	教育委員会 総務課
高額療養費について	国民健康保険の高額療養費は申請しなければ戻りませんが、個人の医療費の額は市でも把握しているので、申請しなくても還付すべきではないでしょうか。	御提言いただいた高額療養費の支給申請書の提出につきましては、国民健康保険法施行規則に基づき、申請を必須としていることから、市が独自の判断により申請を不要とすることはできかねます。 なお、御指摘のとおり、医療機関から審査支払機関を通じて提出される診療報酬明細書（以下「レセプト」といいます。）により、医療費の情報は市において把握することが可能です。 しかしながら、医療機関によるレセプトの修正などにより高額療養費の返還をお願いする場合もあるため、レセプトに相違がないこと、及び未支払いがないことを確認する目的で、申請書及び領収書（写）の提出をお願いしております。 なお、令和7年10月からは、既にレセプトが市に到着している場合に限り、窓口での申請においてレセプトを御本人に確認いただくことにより、一部の例外を除き、領収書（写）の提出を不要とする取扱いを行っております。 何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。	市民部 健康保険課